

令和7年度第2回静岡県人権会議 議事録

日 時：令和8年3月12日（木）午後1時25分～午後3時40分
会 場：静岡県総合研修所もくせい会館 2階第一会議室

1 開 会

2 議 事

- ・静岡県人権啓発センター令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画（案）

3 報告事項

- ・静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）の策定について

○安藤会長

皆様こんにちは。大変時間が限られており、次第に沿って進めさせていただきますので、円滑な進行に御協力くださいますようお願いいたします。

<議事>

- ・静岡県人権啓発センター令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画（案）

○安藤会長

それでは、「議事 静岡県人権啓発センター令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（静岡県人権同和対策室／静岡県人権啓発センター）

令和7年度の当人権啓発センターの事業実績、そして来年度の計画（案）について御説明いたします。時間の関係上、主な箇所について御説明いたしますが、御了承ください。

まず、資料1を御覧ください。こちらは当センターの令和7年度の事業実績になります。はじめに「1指標」ですが、県民への人権尊重意識の定着状況であります。前回の10月の会議でも速報値として紹介したところですが、県の人権施策推進計画の総合指標であります「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県である」と感じる人の割合、というものです。こちらは目標の50%に対して、今年度は40%となっておりまして、令和6年度の30.4%から9.6ポイント上昇したところですが、この指標は、県の広聴広報課が実施しております「県政世論調査」で把握しておりますが、昨年度の調査結果は、当センターが5年おきに実施しております「人権問題に関する県民意識調査」によっております。資料1の1の中央に小さな囲みがありまして2つの調査を

掲載しております。これらは別々の調査であるため、厳密には単純な比較はしづらい面はありますが、双方の調査の回答状況を見ますと、最も回答が多いのが「一概にはいえない」という中間的な回答です。この「一概にはいえない」という回答が昨年度は59.9%、約6割でございました。今年度は47%ということで5割弱となっております。今年度の調査結果は、中間的な回答が減少した一方で、「そう思う」といった肯定的な回答が約2ポイント上昇するとともに、そう思わないといった否定的な回答も約5ポイント上昇しております、引き続き各分野の人権問題の啓発を継続していく必要があると思っております。

2頁以降は、各事業の実施状況でございます。はじめに（1）人権週間を中心とした啓発活動についてです。「ア マスメディアなどを活用した啓発広報」としましては、事務局の前にポスターを掲示しているのですが、これは「ありのままのわたし、ありのままのあなた」というメッセージで、幅広い年代層の方に向けに鉄道の駅などへのポスター掲示やテレビ、インターネット上での広告を実施いたしました。

続きまして、「イ 講演会等の開催」については、人権講演会や次頁以降にあります各種セミナーがありますが、感染防止という観点と日程や地理的によらず参加しやすいという観点から、講演会などは主にアーカイブ配信で行いました。参加者の声を簡単に添えながら御紹介します。

はじめに、第1回人権講演会は、日本ファクトチェックセンターの古田様に「ファクトチェックとリテラシー」と題して、ネット上の適切な接し方について御講演いただきました。受講者のアンケートでは理解度95%と高く、声としましては「なぜファクトチェックが必要なのか、その方法を初めて知ることができた」「知人がYouTubeの動画情報をよく伝えてくるが事実とは思えない情報で危惧していたので知人と情報を共有したい」などの声が寄せられました。

そして、第2回の人権講演会は、一般社団法人権利擁護支援プロジェクトとともす代表理事の川端様に「今から取り組む、私自身の権利擁護」と題して、認知症への正しい理解や住み慣れた地域で安心して暮らせる居場所づくりが進んでいることについてお話いただきました。当県では7月に全国の自治体に先駆けて「認知症バリアフリー宣言」をしたところでございます。県民の皆様が認知症になってもいきがいや希望を持って暮らすことのできる社会について考えていただく機会として開催しました。アンケートの理解度も96%と高く、「意思決定支援の段階など知らなかった知識も含まれていて大変参考になった」「高齢の親がいる自分の課題の答えが見つけれられるような気がした」などといった声が寄せられました。

同じ頁の表の一番下に「ふじのくに人権フェスティバル」があります。この

イベントは、静岡地方法務局が事務局となり、県内の行政機関や関係団体で構成される「静岡県人権啓発活動ネットワーク協議会」主催で開催されたものです。今年度は伊豆の国市菰山文化センターを会場としましてし、地元の中学校の生徒さんにも参加してもらいました。第1部は、法務省主催「第44回中学生人権作文コンテスト」静岡県大会の表彰式と最優秀作品の朗読発表を行いました。最優秀賞を受賞した袋井市立袋井中学校3年の阿部彩子さんは、全国大会で奨励賞を受賞されましたので、併せて御報告いたします。

フェスティバルの第2部人権講演会は、オカリナ奏者のさくらいりょうこさんを招き、「苦難を乗り越えて見つけた幸せ」と題して、「難病と闘う中で見つけた幸せ」「自分で決めること」「選択の力をつけること」の大切さについて伝えていただきました。アンケートによりますと「助けてと言いつける覚悟を私も身につけたい」「今後の人生の参考になることもいろいろあった」といった声が寄せられています。

続いて3頁になります。人権週間関連以外の計画活動になります。

「(ア) 出前人権講座」は、県内の公共機関、学校、企業、各種団体等が主催する人権に関する研修を支援するため、当センターの人権啓発指導員を講師として派遣して実施している講座です。2月末時点で昨年度の実績を上回っております。この出前人権講座は、御依頼があれば原則としてお受けしていますので、引き続き積極的に対応してまいります。

続いて、「(イ) 人権教育・啓発指導者の養成」の「人権啓発指導者養成講座」も実施しております。こちらは、センター長である根本委員の御協力も得て実施したところです。テーマは、同和問題、インターネット、性の多様性など県教育委員会と連携して9つ取り上げました。アンケート理解度も非常に高かったです。例えば、同和問題の講座では「正しい歴史認識を持ち、差別を再生産しないためにも常に学び直しが必要だと思った」といった声が、インターネットの講座では「情報モラルを入り口に人権を学ぶことは、いじめや教員の不適切な対応を防ぐことに寄与すると感じた」といった声が寄せられています。

4頁では、「(ウ) 子どもの自尊感情を育むためのセミナー」として、「子どもと大人の温かい絆づくりセミナー」を実施しました。このセミナーは、第1回は会場開催、第2回はアーカイブ配信で実施しております。第1回はウメハナチャイルドケアコミュニケーションズの松原さんをお招きしました。保育者、こども、保護者、職場の同僚のそれぞれの立場によって大切にしたいと考えている人権は様々であり、異なる立場の思いを尊重し合うことなどがテーマでした。アンケートでは、「自分では相手を尊重しているつもりでも、つもりでは伝わっていなかったことに気づいた」「こどもたちとも丁寧に関わり、

思いを聴き取りたい」といった声が寄せられました。第2回は、一般社団法人 Seeds growth coaching 代表理事の橋口様から、コーチングの手法を用いた子どもたちとの信頼関係の築き方などについてお話しいただきました。参加者からは「自分自身の自己肯定感が低く評価されても素直に聞けなかったが、自分も相手もありのままを承認できるようになりたいと感じることができた」などの声がありました。

そして、「(エ) 企業向けセミナー」は静岡労働局と協力して開催しております。今年度は、一般社団法人ココロバランス研究所の岩本様から、カスタマーハラスメントの組織的対応についてにお話しいただきました。本県でも今年4月からカスハラ防止に関する条例が施行されることもあり実施しました。

「カスハラ対策はそれぞれの組織で組織対応を構築していくことが必要とされているので、そのヒントについてを得られた」という声がありました。

それから「(オ) 人権ユニバーサル事業」です。こちらは、県障害者スポーツ協会との共催で、人権啓発センターが入居しております県総合社会福祉会館の体育館でポッチャなどのパラスポーツ体験イベントを開催し、111名が参加しました。この体験イベントは、静岡県社会福祉協議会主催の県民の日の共催イベントとして、フェスタシズウェル2025のプログラムの一つとして開催いたしました。

続いて、5頁を御覧ください。「(3) ア 人権相談」は2月末現在で59件です。相談内容に応じた助言やより専門的な相談機関がある場合はそちらを案内するなど行っております。家族の中の悩みですとか、個人的な悩みなども含めまして、特定の区分に属さない相談も数多くあります。その場では解決に至らないということもありまして、電話対応の時間が長時間にわたることもありますけれど、今後も相談者の立場に立って、相談が終了するときには、少しでも心の重荷が軽くなるような対応を心がけてまいります。

その他参考ですが、6頁にあります啓発誌等の発行は、人権啓発センター日より「じんけん」の発行、「(5) 市町への支援」では、各市町からの御意向を踏まえて県が法務省から受託しました地域人権啓発活性化事業、そして、県単独の交付金をそれぞれ10市町に実施いたしました。以上が当センターの令和7年度の事業実績の概要となります。

続きまして、令和8年度の事業計画案についてです。資料2を御覧ください。まだ、県予算案が議会で審議中ですので「案」となっています。「1 施策の推進」にありますとおり、人権施策推進計画では、「静岡県が人権意識の尊重が生活の中に定着した県である」と感じる県民の割合が50%以上になることを目標として目指しています。各啓発事業の実施に当たっては、「2 啓発活動の展開(1) 目標」にあります「人権啓発講座等の参加者数」を年度当たり

25,000人を目標としております。この目標値は、人権施策推進計画の上位計画である県の総合計画における工程を示す数値を使っております。

続きまして、「(2) 啓発の方向性」としては、主に3点を考えております。1点目は、県の関係部局や関係団体との連携を引き続き図っていくこと。来年度は県民の皆様の人権に関する気づきをより促すテーマとして、「インターネット上の人権問題」や「多文化共生」など時宜を得たものを取り上げてまいります。2点目は、人権三法の様々な機会を通じた周知広報。3点目は、今年度の県政世論調査の結果も踏まえ、幅広い世代の方々の心に届くような啓発活動を進めてまいります。

個々の人権啓発の取組につきましては、2頁「(3) 事業計画(案)」に記載のとおりです。「人権週間を中心とした啓発活動」のうち、「静岡県人権フェスティバル」は、県内中部、東部、西部と開催地域を巡回しており、来年度は西部地域(掛川市内)で開催予定です。そして、人権週間以外でも、各種セミナー、講座、出前人権講座、人権相談の対応をしてまいります。「エ 人権ユニバーサル事業」については協力団体である静岡県障害者スポーツ協会と連携して実施していくほか、県内市町への啓発活動に対する支援も継続してまいります。人権啓発は地道かつ粘り強く継続していくことが重要でありますので、様々な事業を組み合わせ、県民の皆様の人権意識の更なる高揚を図ってまいります。事務局からの説明は以上であります。

○安藤会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御質問や御意見がありましたらお願いします。まずは、令和7年度の実績や令和8年度の事業計画(案)について御質問があればお受けしたいと思います。

私から1点確認させてください。令和7年度の実績の中で、第3次改定の基本理念の目標について昨年度より10%程度上がっていますが、これは中間回答が減ったという説明がありました。その他に、この数字が上がったポイントは何かあったのでしょうか。把握されている範囲で構いませんので教えていただけますか。

○事務局

直接的なポイントではないかもしれませんが、例えば、近年では新型コロナウイルスや、令和4年には県の中部の保育施設での不適切な事案などがあり、そういったものの印象が以前は残っていました。特に保育現場の事件は、その年だけでなく翌年以降も影響があり、また、ロシアのウクライナへの侵攻など、

直接目にしたり耳にするマイナスな話題がありました。それに比べて、この1年は特段目立つ出来事が少なかったということが、今回の数字が上がったことにつながっているのではないかと推測しています。

○安藤会長

関連してですが、資料1の3頁「出前人権講座」の参加者数は増えていますね。ただ内訳を見ますと、市町機関や団体は減っていて、学校や県機関、企業が増えているようです。5頁を見ますと、人権相談の件数が減っています。これを良いと捉えるか悪いと捉えるかですが、「その他」の項目については、横ばいとなっています。こうした数字から見える、県民意識の変化について、事務局としてどう捉えているか、改めて教えていただけますか。

○事務局

「出前人権講座」の参加人数については研修を実施する主催者から受けての数字になりますが、学校の場合ですと、人権教育の研修の指定校になった学校が「出前人権講座」を取り上げてくださる際に、例えば特定の学年だけが参加する場合と、全校生徒が参加する場合で人数が変わります。年度により学校の授業カリキュラムの事情によって状況が変わることがあり、必ずしも学校の意識と直接関連しているとは限りません。企業についても、企業活動の中で参加できる方が多い時とそうでない時があり、属性ごとに人数が増えた理由を特定するのは難しい状況です。

「人権相談」の件数については、相談者一人ひとりの生活の御事情によるものであり、便宜上、「女性、子ども、高齢者」といった区分にしていますが、相談件数の絶対値がそれほど多くないため、この数字だけで県民個人ごとの傾向が変わっているかどうかを判断するのに分析まで至っておりません。

○安藤会長

では、委員の皆様から御質問はありますか。佐野委員お願いします。

○佐野委員

今話題になった世論調査の件ですが、私も数字を見て、これはセンターが努力された結果であって、県全体の県民の人権意識の向上とは全く違うと思いでいました。というのは、こうした研修や講演会は、法人や社会福祉協議会など、いろんなところで行われています。県としてどういう人権啓発をやっていくか考えるときに、他の団体が行っている啓発活動もまとめて、一つの数字

が出てくることはできないでしょうか。手間はかかります。人権は本当に幅広く、深く、多様に満ちていることを考えると、これぐらいの人権教育や人権意識向上を図る際に、意識調査をどれほど行うかによって、静岡県民の意識向上を図る工夫や術がわかってくるのかなと思います。すごく大変なことだと承知しています。

○安藤会長

非常に難題だと思います。ただ、令和8年度の計画（案）の「2（2）啓発の方向性」の最後には「心に届くような啓発活動の実施」とあります。まさに心に届くようなことをいろんな方向で、いろんな角度で、いろんな取り組みで実現していかなければいけないという姿勢が見えていると思います。これが最高のやり方だとは限りませんが、一方では意識をきちんと把握していく手続も非常に大事です。この辺り改めて「心に届く」啓発活動について、令和7年度から令和8年度にかけて大きく変えたところがありますか。

○事務局

事業の構成としては、ほぼ準じております。手法は共通しているのですが、どのようなテーマを取り上げるかについては、その年々人権を取り巻く社会状況等に応じてということになります。

○安藤会長

はい、わかりました。それでは、質問だけでなく御意見もいただきたいので、せっかくの機会ですので、委員の皆様からこの1年間を振り返って、取り組みについて評価も含めてお聞かせください。ヤマモト委員から順にお願いします。

○ヤマモト委員

質問というよりは感想に近いのですが、資料1の令和7年度世論調査の年代別意識のところ、30代から50代の方々の人権尊重の意識が生活の中に定着したと思っていないという回答が多いのはなぜでしょうか。就労年齢にあたるので気になります。それが1点目です。もう1点目は、県内の調査に外国籍の方は含まれていないと思うのですが、県民として外国籍の方は入れないというお考えなのでしょうか。

○事務局

1点目の働き盛りの30代から50代の方々にネガティブな回答が多いという件ですが、ヤマモト委員の御指摘のとおり、就業されている中心的な働き盛

りの世代と重なると思います。この年代は、例えば、会社や取引先など勤めている組織の内外でパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど、様々なハラスメントに一番見聞きしやすい年代なのではないか、という印象です。調査では理由までお聞きしていませんが、そのような背景があるのではないかと考えています。2点目の各種調査の対象者として、外国籍の方の件ですが、各市町における選挙人名簿から抽出していますので、選挙権を持っている方が対象となり、外国籍の方は含まれておりません。

○ヤマモト委員

県民としての意識調査であれば、少し不思議に思います。

○事務局

実施上の課題となりますが、無作為抽出でサンプルを抽出しています。当調査は、県の広聴広報課が行っている県政世論調査の抽出方法に準じており、外国籍の方を直接調査対象とすることも当然考えられますが、その場合は、外国籍の方の人口分布や市町における人口分布、年代分布なども考慮する必要があり、選挙人名簿では難しく、抽出のよりどころをどうするかという根本的な問題になります。こちらは今後も調査自体は継続していきますので、ヤマモト委員がおっしゃったような外国籍の方の調査参加について、類似の調査を行っているところの意見を聞き、検討していきたいと思えます。

○安藤会長

よろしいですか。それでは、山本委員お願いします。

○山本委員

今年度の実績として、人権相談のところで数が少ないというのはいいことかもしれないですが、県内のあらゆるところでの相談体制が充実していて解決されていて県まで上がってこないのであれば理想。ただし、相談窓口が知られていないのであれば、皆さんに周知されているといいのかなと思います。もう一つ、計画（案）3頁の「人権ユニバーサル事業」の「障害者スポーツ体験等」について、障害がある人が参加できる場を考えていただくのはすごくありがたいと思います。静岡市はアリーナ事業とか、エスパルスのグラウンド整備、清水区庵原地区のparasports施設の話もありましたので、そういった取り組みがどんどん進んでいくと、障害のある人が外に出る良い機会かなと思います。ただ、色々なものを作るのに予算がかかるので、ハコモノは作るのにお金はかけられないということになってしまおうと思えますが、せつかく作るのであれば、

使いにくかったら意味がないものになってしまう。草薙の県立美術館のジブリ展を県内外の障害者の方々も多く見に来てくれました。建物はとても立派ですが、入口の前の石畳が車いすだと走りにくく、見栄えは良いですが、ガタガタして車椅子だととても動きにづらいので、そういったところを当事者などを含めてこれから作るとき一緒に考えられるようにしていただけたらと思います。

○安藤会長

ありがとうございます。松田委員お願いします。

○松田委員

令和7年度の事業実績の資料の3頁の下の方、「(イ) 人権教育・啓発指導者の養成」について教えてください。私の理解不足かもしれませんが、これは全9講座を受講することで、人権教育啓発指導者として県からお墨付きのようなものをいただけるものなのでしょうか。

○事務局

この指導者養成講座は、今おっしゃったようなお墨付きや資格的な認証といったものではありません。何かの認定をしているわけではなく、それぞれの地域において民生委員・児童委員、保護司、学校の教職員など、人権啓発について指導的な立場にある方を対象に実施しているものです。

○松田委員

タイトルだけ聞くと、認証を受けて出前人権講座で活躍できる講師を養成するようにも受け取れたので、少し違和感がありました。ただ、581人も多くの方が受講されて、幅広い内容の知識を持つ方が県民に増えるのはとても良いことだと思います。バックボーンがある人しか受講できないのではなく、基礎知識講座のような形で、県全体で受講できるチャンスがもっと広がれば良いなと感じました。

○安藤会長

では、灰谷委員お願いします。

○灰谷委員

資料1の令和7年度実績の4頁にある「子どもと大人の温かい絆づくりセミナー」ですが、第1回は会場開催で18名、第2回はYouTubeのアーカイブ配信で非常に多くの方に視聴されました。第1回の会場開催でも、ハイブリッド

開催にするなど、オンラインを活用すれば、もう少し参加者が増えたのではないかと思います。せっかく第2回が関心を持たれているので、第1回が18人だけというのはもったいないと思います。技術をうまく活用するなど、工夫しても良いのではないかと、というのが意見です。実際の保育現場でも、昨年10月から施設内での虐待通報が義務化されるなど、現場レベルでは、管理者の方は御存知かもしれませんが、まだ浸透しきれていない部分もあります。そういった情報も発信できる場作りをしていただけると良いなと思います。また、こどもの人権も大切ですが、保育者の人権を尊重することも大切だと考えています。保育者の人権が守られることで、こどもの人権も守られるという視点での発信も、今後必要なのではないかと思います。

○安藤会長

佐野委員、お願いします。

○佐野委員

今までの方とちょっと違うのかもかもしれませんが、人権啓発センターについてお話しします。最近、色々な業種の人たち、多種多様な人たちが集まって一つのことを検討し、結果を導き出すような体制が多くなっていますよね。これを考えると、例えば障害者スポーツ一つとっても、ここで得られたスポーツの広がりやをどうしていくのか、当事者の方々とスポーツの種類をどう広げていくのか、といった様々な取り組みがされていると思います。その裏側で、例えば、会議の中に指導している人が入ったとします。その方々の意見として、プールなんかで、「ワンレーンだけ貸してあげるから、そこで泳いでください」ということがあったそうです。しかも、時間も限定される。さらに「自律的に行動できる人でないとダメですよ」という条件まで付いてくる。こういうことは、当事者や指導者でないと知ることができないんですよね。「パラスポーツを広げよう」とか「障害者スポーツで身体を健康にしましょう」とか、色々なことを言っているけれど、その手前のところで色々な課題を抱えている、というところが分かってこない、やっている意味が半減してしまうのではないかと、私はすごく気になっています。だから、先ほども言いましたが、色々な人たちの意見をまとめていくと、静岡県民がどういう人権意識を持てばいいのかはわかってくるのではないかと。一つひとつのアーカイブとか、そういうところで情報を配信しているのかもしれないけれども、その配信が「良かったよ」という人よりも、もしかしたら、アーカイブで聴いて「こういう内容だったけど、ここのはこういう風に思っているんだよね、でもそれ伝えられないじゃん」と思っている人も結構いると思うんです。そうすると、その部分は、

どこで吸い上げるのかという問題があるので、その工夫が必要かなど。事業自体をやるのは良いことなんだけど、その事業の内容をどういうふうに受け止めてもらうか、そして、その受け止めた意見をどこで誰がどういう風に集めていけば良いのかなって考えてしまいます。

○安藤会長

澤野委員、お願いします。

○澤野委員

福祉の分野で働いていると、こどもから高齢者まで様々な研修が義務付けられている中で、それでも人権侵害が起こっている現状を見ると、研修だけではだめだと思います。社会全体の中で、「人をいじめてはだめだ」「面白がってはいけない」「言うことを聞く人じゃないの」といったことをどう植え付けていくのか、ということを見ると、学校などへの出前人権講座は、令和7年度もかなりの数をやっていただきましたし、計画にも入っていますが、学校や企業にもっと増やしていただくことで、意識が変わるかもしれません。また、出前人権講座をYouTube化して限定公開し、URLを関係者に送るという方法も、裾野を広げ、少しでも触れてもらい、「相手の立場になって考える」「自分だったらこれをされたらどうかな」ということを多くの人に考えてもらう上で有効ではないでしょうか。出前人権講座は、令和6年度から7年度にかけて、企業や学校が増えているかもしれませんが、令和8年度ではもう少し増やしても良いのではないかという期待を込めています。

○津田委員

私は静岡県人権擁護委員連合会の会長で、地域の人権擁護委員の代表でこの場に来ております。人権擁護委員の団体は法務局を中心として活動しており、人権相談や啓発活動は、県の活動とほぼ同じです。人権と言っても、様々な種類の人権があり、それぞれの分野で人権侵害が起こり得るため、いろいろな団体で相談窓口を設けたり、対策を講じたりしています。私は弁護士ですが、弁護士会でも正に人権擁護機関でありますので、法律相談や弁護士会の人権擁護委員会の中で、人権擁護委員と同じように人権侵害を扱い、当該団体に対して意見を言ったり指導したりしています。人権侵害はどこでも起こり得るので、それぞれが多様な形で窓口を設け、様々な啓発活動や相談を行うことで、できるだけ情報を集め、一つのところでやるのには限界があるので、様々な職種が幅広いところで人権啓発活動を行い、世の中の人権侵害を少なくしていく取り組みが非常に大事だと思います。

人権擁護委員の課題として、澤野委員が言われたとおり、企業や団体での人権教育・研修があり、私たちの人権擁護委員もやろうとしているのですが、なかなか増えません。理由としては、ある程度専門化してしまい、他の団体もそうですが、人権に対してどれだけ講義できる知識があるのか、という企業の中に入り込みにくいという面があります。しかし、人権意識の高い弁護士や県内に人権擁護委員もいますので、そういった人たちが団体として研修を行っていくことが今後の課題だと思います。

もう少し言うと、人権をちゃんと守っている企業は、社内でしっかり対策を立てていますが、一番問題なのは、ブラックな企業です。そういうところこそ一番必要ですが、どうしても扉を閉ざしてしまって、そういうものを見せないという難しい問題があります。これはなかなか難しいですが、様々な団体が協力して、そういったところにどうやって入り込むかが今後の課題ではないかと考えています。

○洞江委員

毎年この人権尊重意識の定着度に関する統計を見せていただきますが、統計の取り方や分析は難しいと思います。個人的な感覚で言うと、令和5年度から令和6年度にかけてかなり大幅に下がっており、令和7年度はもっと下がるのではないかという感覚を持っていました。静岡県民の人権意識なので、一般的な世相や社会的な情勢とは別かもしれませんが、最近の国民ファーストといった風潮や戦争など、自分が良ければ良いという意識が蔓延している状況で、今回10%近く人権定着意識が高まったというのは、個人的にはにわかに信用できないと感じています。

人権意識の定着はアンケート調査なので無作為抽出せざるを得ませんが、人権を侵害される、人権を強く意識する対象となるのは、社会的な弱者であったり、ヤマモト委員がおっしゃったような外国人の方が差別意識を感じるかもしれない。普通の人には人権侵害をしているつもりはなくても、侵害してしまっているかもしれません。意識調査として、一般的な統計は必要ですが、社会的な弱者や侵害される可能性の高いような方々の意見や意識も、何らかの形で調査できれば、それはそれで重要な指標になるのではないのでしょうかと思っています。下の年代別の欄を見ると、70歳以上の方が10%ほど人権意識が高い、定着しているという統計になっていますが、高齢者の方にとっては人権尊重されているという意識が高まっているのか、それはなぜだろうと、よく分からない点があります。どういう理由なのかの分析が難しいと思います。この意識調査に関する感想です。

○成岡委員

お話にありました年代分析についてですが、70歳以上を一括りにせず、70代、80代、90代と分けると、もっと変わってくるかもしれません。70代の方々はまだ仕事をしている方もいらっしゃるのですが、もしかしたら今の40代、50代の氷河期の人たちに比べれば、「俺はマシだったな」と感じて、幸せを感じることもあるのかもしれない、と思いました。分析は難しいと思いますが、先ほどの50代の方々の意識と、マイナスな報道がなかったという点が何かしら関係しているという解釈があれば、もう少し腑に落ちるというか分かりやすくなるのではないかと思います。最近の出来事を細かく書くと、歴史になっていないというか、レッテル貼りになってしまうこともあるかもしれませんが、作成する上で様々な解釈や分析がされているので、それが少し入っていた方が分かりやすいのではないかと思います。また、この調査対象は一般の方々なので、実際に住まいがないの方々など、調査対象にすらならない多重支援を受けている方もいらっしゃることも知っておいていただきたいです。

もう1点、「企業向けセミナー」についてですが、私たちも医療や福祉介護は保険でやっているのですが、研修を求められることが多いです。やらないと報酬が下がってしまう、という縛りもありますが、嫌々やっているわけではなく、やれば学ぶこともあります。この「企業向けセミナー」は、静岡労働局がハラスメント事例や労災事故の情報を把握されていると思うので、名前は出せなくても、そうしたセミナーの周知を、問題が起きてしまったところに重点的に行うことは、本当に効果が上がる方法ではないかと感じました。

○根本委員

今日の人権啓発センターの事業等につきましては、皆様から貴重な御意見が出ておりますので、私も事務局も受け止めております。

人権にまつわる問題、人権指導者養成講座で言いますとLGBTQや同和問題などがありますが、生身のその人を知ってお話しすることが、排除や差別といったものをなくしていくためにとても大事なことではないかと思いました。そういう点では、本県の鈴木知事が全国知事会の外国人共生の提言をまとめてリーダーシップを発揮されているのは県民として誇らしいことであり、昨年12月の知事へのインタビュー記事にありましたとおり、外国人を労働力として見てはいけないのであって生活者として考えなければならない、という観点から国に対して取り組みを求めている、これは当たり前のことだと思いますが、昨今の風潮からすれば、知事が毅然と言ったことは良いことでもあります。私が知っている限りでは、浜松市の中野市長や袋井市の大場市長も発言されており、前向きな感想を持ちました。

○鈴木副会長

人権は幅広くいろいろな分野や立場の人が関わらないと、誰も排除しないでいられる社会にならないと感じながら、皆様のお話を聞いておりました。令和7年度の実績を見て、4頁の「企業向けセミナー」について、浜松市の指定管理をしている市民協働センターで、職員が受講しました。私が人権会議に出席しているので、講座やセミナーは身近に感じますが、知らない方もいますので、広く告知をしていく必要があると感じましたし、ホームページに掲載されている1,251冊もの多くの図書等の啓発教材がありますが、もう少し県民の方に知っていただくようないい手立てはないのかと思っています。個人の方が多く借りていますが、この方は同じ人でしょうか。

○事務局

同じ方とは限りません。例えば、個人の方の中には福祉の仕事をされている方で仲間内で見ていただくという場合もあります。

○鈴木副会長

わかりました。もう少し広がっていけばいいなと思いました。それから、先ほども少し出ていましたが、「人権啓発指導者養成講座」について、せっかくこうした形で啓発のリーダーを養成するというのでやっていますので、例えば、大学生や若者のリーダーを養成するようなことができたらいいなと感じました。例えば、小学生、中学生、高校生は、少し上のお兄さん、お姉さんたちが人権に関わる話をしてくれたら、きっと何か響くものがあるかと思えますし、後継者をつくっていくというところも必要だと思いますので、すぐにやってくださいというわけではありませんが、何か試みとして、リーダー養成の中に高校生や大学生の若者のリーダー養成みたいなものがあつたらいいかなと思っています。浜松市でも指定管理の市民協働センターでは小学生、中学生、高校生のボランティア講座をやっていますが、中学生、高校生でもきちんとした考えを持って、リーダーになっていくものですから、そういう子たちにボランティアという視点と人権という視点で教えていくことができたらいいなと感じました。あとは、最近、他の県であったのですが、LGBTQでHIVのことも団体で啓発に取り組んでいるのですが、SNS上で事実無根のことを言われて叩かれてしまう。でも、匿名なのでどうしようもなく、相談を受けたのですが、何をやってもインターネットで書かれてしまう、いいことを発信しても愚痴みたいなことを発信しても叩かれてしまう、そういう世の中になってきてしまったので、これからのこどもたちがそういうことで心が折れな

いかと心配なので、そういう部分も力を入れていかなければいけないと思います。

○安藤会長

委員の皆様から、熱のこもった御提案や御意見をいただき、ありがとうございます。それだけ、県の啓発活動を含めた取り組みが、一定の評価をされている中での御意見だと思いますので、前向きに受け止めていただきたいと思います。

今日、皆様の中で共通して出てきたことを4つほど改めて整理しますと、1点目は、令和7年度の結果を公表するときに、数字の裏にあるものをきちんと捉えてほしいという御意見がありました。そういった意味では、分析の仕方、もっと言えば調査の仕方から検討してほしいという御意見がありました。多様性ということをきちんと包括するような取り組みが非常に大事であるということ。

2点目は、県の各課との連携も前提かもしれませんが、各種事業の関連や連携、関係を一度調整し、構造化した形で目に見える形にすれば、もっとスリム化された取り組みになるのではないかと、いろいろと多層的にやっていますが、それがなかなか伝わりにくい部分があるので、それぞれがやっているところがあるので、もう少し構造化していく必要があるのではという御意見がありました。

3点目は事業の開催方法の工夫について、せっかく良い事業があっても皆さんに周知されていない部分があるので、開催方法、特に周知の方法について検討いただきたいという御意見。

4点目には、良い取り組みでも広がりがないと意味がない。裾野を広げていく方法を検討していかなければならないということ。養成講座の場合は、お墨付きがあってもいいのは。例えば「受講証明書」を持つことでプライドを持って活動でき、リーダー的な役割を果たすことに期待ができるのではないかと、という御意見がありました。裾野を広げていく方法としては、出前人権講座を指導者養成講座とどのように連携していくのか、教材についても講座から広げていく。また、当事者視点の事業づくりも裾野を広げる取り組みになるのでは。どうしても良いと思ってやっても、当事者にとってはリスクやプレッシャーとなる場合もあるため、当事者側の視点に立った事業づくり。さらには、多様な人が参画できるチャンスをどう生み出すか。これらも裾野を広げていく工夫につながるのではないかと。当事者意識や多様な人の参加を促す事業づくりに期待したいと思います。

皆様から熱のこもった御意見がたくさんありましたので、一遍には実現でき

ないと思いますが、構造化することによって、もっと見える形になってくるのではないかと期待しています。ぜひ前向きに受け止めていただき、今後のセンターの活動や県の取り組みについて、私たちも応援していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。まだまだ議論は尽くせませんが、皆様の御意見をまとめさせていただきまして、次の報告事項に入りたいと思います。

<報告事項>

・静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）の策定について

○安藤会長

静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）の策定について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、静岡県人権施策推進計画（第4次改定版）の策定について御報告します。資料3、4、5を御覧ください。資料3を中心に御覧いただきたいのですが、第4次の概要は、第1回会議でお示ししたものに一部修正がありました。計画の実施期間は令和8年度から令和12年度までの5年間となります。資料の右側に記載のとおり3点が主な構成です。この改定案は、計画の策定を担うために設置された、副知事を本部長、各部長を構成員とする「静岡県人権施策推進本部」において、委員の皆様御意見も聞きながら検討を進めてまいりました。具体的な作業は、推進本部に所属する部局の関係課長で構成される幹事会と、この幹事会のもとで関係班長で構成される作業部会で進め、それぞれ2回開催し検討を進めてまいりました。手続としましては、この後、県庁内の本部の決裁を経まして、今年度末に資料4のような形で公表する予定です。

続きまして、資料5を御覧ください。今年度第1回人権会議でいただいた委員の皆様からの御意見を項目や趣旨を添えて表にしております。これらの御意見への対応状況については、「御意見のとおり計画案の修正等に対応する」「御意見の趣旨を計画案に反映する」「御意見の内容を業務参考とする」の3つの区分に表しております。時間の関係上、「御意見のとおり計画案の修正等に対応したもの」の7つの御意見について御説明します。

表の左側に番号が記載されており、8番と9番の御意見は、計画の第4章分野別施策の推進の中のインターネット上の人権問題に関するものです。8番は生成AIについて追加してほしいという御意見でした。これらについては資料4の26、27頁、インターネット上の人権問題の箇所に生成AIに関する記載を追加しました。9番の御意見は、ネット上でニュースなどのフェイク情

報やフェイク自体が氾濫し、フェイク情報に対してどのような啓発していくのか、本来の正しい認識をどのように知ってもらうのか非常に重要であるという御意見でした。こちらについても第4章のインターネット関連の頁に、SNS等による誹謗中傷等の問題の深刻化と、その対策に関する記載を追加しました。

10番の御意見は、こどもめぐる人権問題に関するものです。今、国でもこども意見を聴くことに力を入れているので、人権を守るという意味で入れてほしいという御意見でした。こちらは、こどもをめぐる人権問題の37、40頁に、こどもの意見表明の機会、そしてその意見が尊重される環境整備に関する取り組みについて記載を追加しました。

14番の御意見は、性的指向・性自認をめぐる人権問題に関するものでした。LGBTQの問題に対して、「SOGI」という言い方をするようになったという御意見でした。全ての人に関する問題であるという意味で、「SOGI」という新しい認識を入れてほしいという御意見を受け、性的指向・性自認に関する人権問題の73頁に「SOGI」に関する内容を追加しました。

資料の2枚目は、特定の項目に関するものではなく、全般的なものです。主に表記の仕方などに関する御意見でした。当初、御意見を伺う際に記載する文字数を絞るための一つの方法として、年号の表記を和暦に統一することを御説明したところ、15番に記載の御意見が寄せられました。例えば、「和暦のみだと分かりにくいので併記してほしい」「短く表記するのであれば、年号にアルファベットを使うのはどうか」といった御意見でした。これを受けて、年号は西暦と和暦を併記するとともに、和暦の表記はアルファベット1文字の略語を用いることとしました。

法律名の書き表し方については、16番、18番の御意見をいただきました。法律の名称は長いものが多いのですが、長い名称や新しい名称については正式名称を知りたいという御意見がありました。計画の構成を簡素化するには、法律の公式名称は長く、あまり普段使われないものもあるので、本文を読みやすくするため略称を用い、巻末に法律の一覧として正式名称も記載することとしました。

なお、文章表現や読みやすさに関する12番、17番の御意見については、今後の取り組みとなりますが、「ふじのくに人権宣言」やこの人権施策推進計画そのものを、よりわかりやすい言葉で表記したものを作成していく予定です。以上が第4次改定版についての御説明です。

○安藤会長

事務局から報告がありましたが、今後は県庁内の決裁を経て、年度内に第4次

改定版の計画が公表されるとのことです。第1回の会議でも御確認いただいた内容だと思います。皆様の御意見が反映された改定版であります。何か御発言があればお願いします。

○安藤会長

よろしいでしょうか。本当に様々な取り組みをしていただき、非常にボリュームのあるものを作成いただきありがとうございました。今後はこの改定版に基づいて、先ほどの御意見も踏まえた取り組みとなることを期待しますので、よろしくをお願いします。

これをもって報告事項は終了します。事務局の皆様には、本日皆様から強く御意見があった関係各課との連携について、人権施策の中で引き続き取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

予定していた議事と報告事項は以上ですが、その他、皆様の方から本日の会議全体に関することでも構いませんので、今後をに向けて、まだ言い足りなかったことなどありましたら、ぜひ御発言をお願いします。

○安藤会長

よろしいでしょうか。では、皆様のおかげで第2回の会議も無事に終えることができました。御協力に感謝いたします。本日は貴重な御意見をいただきましたので、事務局には大変な整理があると思っておりますが、ぜひ反映いただき、静岡県の人権施策にうまくつながるようなものにしていただければと期待しています。

では、以上で本日の議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。